

VII 災害・事故等対策

1 気象警報発令に伴う授業の取扱いについて ▶ https://www.geidai.ac.jp/life/courses/lecture_cancellation

気象警報発令に伴う授業の取扱いについて [平成27年7月10日開催 教育推進室承認]

本学の所在する地域に台風接近等により「暴風警報かつ大雨警報」、「暴風警報かつ洪水警報」又は「特別警報（種類は問わない）」(以下「気象警報」という。)のいずれかが発令された場合の授業については、次のとおり取扱うこととする。

① 気象警報による休講措置

- (1) 午前6時以前に解除された場合 全日授業実施
- (2) 午前10時以前に解除された場合 午後授業実施
- (3) 午前10時を超過しても解除されない場合 全日授業休講
- (4) 授業開始後に気象警報が発令された場合は、次の時限以降の全ての授業を休講とする。

② 対象となる気象警報の地域

- (1) 上野校地で行われる授業については、「東京都台東区」
- (2) 千住校地で行われる授業については、「東京都足立区」
- (3) 取手校地で行われる授業については、「茨城県取手市」
- (4) 横浜校地で行われる授業については、「神奈川県横浜市」

③ 上記以外に、特別な状況に応じて、学長の判断により授業を休講とすることがある。

④ 休講の周知方法

- (1) 本学公式Webサイトへの掲載、藝大メールへの一斉送信及び学内掲示等により周知を行う。
- (2) 授業中の学生に対しては、学内一斉放送等により周知を行う。

⑤ 古美術研究旅行等、上記校地地域を離れて行われる授業における対応

- (1) 古美術研究旅行等、上記校地地域を離れて行われる授業においては、当日の見学先や移動経路の気象状況を確認したうえで、各校地に関する上記の規定を参考にして当該学科の引率教員及び現地施設の教職員が合議し、見学中止等の対応を決定する。

(注) 気象警報解除の確認は、各自がテレビ・ラジオ・インターネット等の報道及び気象庁ホームページでの確認により行う。

附記 この取扱いは、平成27年7月14日から適用する。

2 地震発生から避難まで

地震が発生したら、まずは自分の身を守ることが最も重要です。次に揺れが落ち着いたら以下の点に注意しつつ落ち着いて行動するよう心掛けてください。

また、外出時は帰宅可能かどうかを判断し、可能な場合は自宅へ、困難な場合は大学又は最寄りの指定避難場所へ避難してください。

※各キャンパスの震災対応マニュアル参照

▶ https://www.geidai.ac.jp/life/student_only

① 自分の身を守る

- 窓(ガラス)や棚(転倒物)から離れる
- 机の下にもぐる(落下物を避ける)
- バッグ等で頭を覆う
- 薬品から離れる
- 屋外では建物、ブロック塀や自動販売機から離れる

⑤ 海外渡航届について

緊急時の安否確認のため、学生の渡航状況を把握することを目的として「海外渡航届」の提出をお願いします。

海外へ渡航する学生は、出発前に渡航情報を Web フォームに入力してください。

登録する海外渡航の種類

- (1) 休学による一般留学
- (2) 学校行事での渡航(2、3日程度の学会発表等も入力)
- (3) 自主的な海外研修旅行(長期休業期間の語学研修等)
- (4) 私的な海外観光旅行

※短期間の海外渡航は、外務省「たびレジ」への登録もお忘れなく。 ▶ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

※留学、海外旅行及び一時帰国のために生じた欠席日数、単位取得の問題及び事故等に関しては自己の責任とします。

※国費留学生、学習奨励費受給者については、月の始めから月の終わりまで日本を離れている場合(在籍確認の無いとき)は、その月の奨学金は支給されません。

※海外渡航をする際は、渡航先の情勢等を事前に調査し、安全を確認してから渡航するよう心がけてください。

4 火災時の留意事項

① 通報

火災を発見したときはまず大声で周囲の人に知らせ、各階の廊下に設置されている赤ランプで標示されている火災報知器のガラスを破り、ボタンを押してください。

② 避難

火災が発生した場合、通報又は自動感知器によって警報が鳴りますが、まず煙のまん延状況をみて階段を使ってすばやく避難し、エレベーターは絶対使用しないでください。

なお、構内放送があった場合はその指示によってください。

階段から避難ができない状況の場合は、3階以上には救助袋の設置場所を標示された部屋があるのでその救助袋を投下し、地上の人に救助を求め、救助袋の作動セット完了を確認して速やかに脱出してください。

なお、避難した際は、まだ避難出来ず残存している人数、場所等の様子を速やかに消防署員に通報してください。

火災や地震は思いがけぬ時に発生するものであり、ふだんの学校生活の中で実際に発生した場合のことを想定して、掲示物や標示物等を常に確認しておくように心がけ、避難訓練等に積極的に参加することが大切です。

5 弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、現在、Jアラートを通じて市町村の防災行政無線、登録制メール等により国民に伝達されるほか、エリアメール、緊急速報メールにより携帯電話・スマートフォンに配信されます。

① Jアラートのメッセージが流れたら落ち着いて、直ちに行動してください。

- ・屋外にいる場合：近くの建物の中か地下に避難。
(注)できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。
- ・建物がない場合：物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- ・屋内にいる場合：窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

② 近くに着弾した場合

- (1) 屋外にいる場合
口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- (2) 屋内にいる場合
換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

③ 参照となるサイト

<内閣官房国民保護ポータルサイト>

▶ <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

<Jアラートを受信できるかの確認方法・受信できない場合の対策>

▶ http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h29/05/290511_houdou_1-1.pdf

6 登山・水泳等の事故防止について

登山や水泳等に危険はつきものです。

年々この種の活動が盛んになるにつれて事故件数も増えているので、海や山へ行くときは、軽く考えず、周到な計画と十分な装備により万全の態勢を整えて慎重に行動してください。特に単独行動は絶対に避け、経験豊富なリーダーのもと統制のとれた集団行動をとり、遭難や溺死等のいたましい事故をひき起こさないように心がけてください。特に計画をたてて山行や合宿等をする場合は、出発5日前までに必ず行動計画書を学生課課外支援係へ提出してください。(用紙は学生課にあります。)

なお、登山の際は登山計画を事前に地元の警察へ必ず提出してください。また、危険が伴う山岳部・空手部・ラグビー部・サッカー部等の運動部員は必ずスポーツ安全保険等に加入してください。

スポーツ活動中の事故に対し保証する保険として、スポーツ安全協会傷害保険が、山行や合宿等の練習時には国内旅行傷害保険等があるのでぜひ加入することを勧めます。内容に関する詳細については、学生課課外支援係まで問い合わせてください。

7 学校における感染症について

▶ <https://www.geidai.ac.jp/life/infection>

「学校において予防すべき感染症」は、学校保健安全法施行規則第18条において以下のとおり分類され、罹患した場合は、同規則第19条において感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています。

本学もこれに基づき、以下に記す感染症に罹患又は罹患した疑いのある場合は、学内感染及び感染拡大防止のために出席停止とします。

なお、上記理由により授業を欠席した学生については、不利益とならないよう所定の手続きにより配慮いたします。

特に結核は日本では他の先進国に比べてまだ多く依然「中蔓延国」です。早期発見のためにも毎年の定期健康診断を受けてください。

① 学校において予防すべき感染症(学校保健安全法施行規則第18条・第19条)

分類	対象疾病	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルス)	
	中東呼吸器症候群 (MERS コロナウイルス)	
特定鳥インフルエンザ		
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
その他の感染症		

② 感染症に罹患又は罹患の疑いがあると診断された場合の諸手続

手続1 感染症罹患届フォームへの入力

(1) 医療機関を受診して、「学校において予防すべき感染症」に罹患又は罹患の疑いがあると診断された場合は、直ちに感染症罹患届フォームへ入力し届け出てください。

▶ <https://www.geidai.ac.jp/life/infection>

(2) 治癒・安全が確認される（主治医の登校許可が出る）までは医師の指示に従い、外出せず自宅で安静にしてください。

手続2 「登校許可書」(又は診断書)の提出

(1) 治癒後、登校を開始する場合は「登校許可書」(又は登校許可日が証明されている診断書)を所属する教務係へ提出してください。

(2) 感染症に罹患した疑いで医療機関を受診したが、診断結果が上記の感染症でなかった場合も、初診日からその疾患名が判明するまでの期間は配慮の対象となります。

※事前に「手続1」がなされていることが前提となります。

③ 予防接種による感染症予防

前表の「学校において予防すべき感染症」には予防接種(ワクチン)で予防できるものがあります。

所定回数の接種や罹患で終生免疫が期待できるものについて、予防接種回数が不足しているために効果が不十分な場合があります。各自の予防接種歴や罹患歴を確認してください。特に麻疹は感染力が強く、2007-08年には予防接種回数の少ない大学生を中心に大流行し、都内でも休講が相次ぎました。2018年春にも流行があり、現在も海外からの輸入例など感染の危険はなくなっています。風疹は2013年の20歳以上を中心とした流行でも妊娠中の罹患で胎児に先天性風疹症候群と呼ばれる異常が相次ぎました。2018年にも予防接種していない成人を中心に流行しました。未接種未罹患の男女とも予防接種を勧めます。予防接種を希望する場合は医療機関(内科、小児科、トラベルクリニックなど)で受けることができます(費用は医療機関ごとに異なります)。インフルエンザはシーズン毎の予防接種の対象です。

ウイルス	接種回数	定期接種*(日本、2018現在)	主な合併症など
麻疹(はしか)	2	○	肺炎、中耳炎、心筋炎、脳炎
風疹	2	○	母体の罹患で胎児の先天異常
水痘(みずぼうそう)	2	○	肺炎、中枢神経合併症
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	2	任意接種	髄膜炎、睇炎、精巣炎、卵巣炎
インフルエンザ	毎シーズン	65歳以上の方 (60~64歳でも持病によっては定期接種)	

* 予防接種には、法律に基づいて市区町村が主体となって実施する「定期接種」と、希望者が各自で受ける「任意接種」があります。

接種費用は、定期接種は公費ですが(一部で自己負担あり)、任意接種は自己負担となります。

市区町村が実施する予防接種の種類や補助内容の詳細については、市区町村などに確認しましょう。

④ その他の感染症対策

地球上の感染症の流行状況はたえず変化します。流行について最新かつ正確な情報をもとに適切に対策し、大学からの通知があれば従ってください。規則正しい生活で体力を保つとともに、感染源を避ける(蚊の対策など)、咳エチケットや手洗いなどの基本的注意で感染と拡散を防ぎましょう。

また、2015年以降に東京都内では20代を中心に性行為感染症(STI)である梅毒が急増しています。STIは同時に複数の病原体に感染することもあり自分の症状が乏しいまま相手への感染源になります。正しい知識に基づく行動でリスクを近づけないことが予防となります。

蚊が媒介する感染症の対策 (刺されないための注意)	肌の露出の少ない服装：長袖、長ズボンの着用 防虫剤の使用：虫除けのスプレーや軟膏の塗布、殺虫剤や蚊取り線香など
飛沫・接触の感染を防ぐ 「咳エチケット」	・咳の出る人はマスクを着用 ・咳やくしゃみの飛沫を飛ばさないよう鼻と口を被って人のいない方を向く ・使ったティッシュなどを蓋付きのゴミ箱に捨てること ・使った手を直ちに洗うこと

8 海外渡航における健康の備え

ケガや病気はいつでもどこでも起こりえますが、医療の体制や衛生状態は国によって異なります。また、感染症の流行状況は時々刻々変化します。野外・屋内のいずれの活動でも、行き先が先進国でも新興国でも、旅行の計画時と出発前に各目的地の最新情報を必ず確認しましょう。

渡航先に応じて推奨される予防接種は、2回以上の実施が必要なものが多く、完了に時間がかかります。また、抗マラリア薬などの予防内服には開始のタイミングが重要です。持病への備えや予防接種、旅行保険の確認を含めて、渡航前に十分な時間の余裕を持って準備してください。

① 自分の持病や体調の情報：現地語か英語で説明できるよう準備

主治医に英文の情報提供書を作成依頼する
自分で情報を書いて持参する
参考：自己記入式安全カルテ（成人用/学生用）書籍 ISBN-13: 978-4990095307、978-4990095338

② 渡航計画時、出発前に確認すべき情報源

感染症流行状況 渡航地別の医療情報 予防接種要否など	海外で健康に過ごすために【厚生労働省検疫所】	http://www.forth.go.jp/
	CDC Traveler's Health【米国】	http://wwwnc.cdc.gov/travel/
	Fit for Travel【英国】	http://www.fitfortravel.nhs.uk/
	International Travel and Health【世界保健機構 WHO】	http://www.who.int/ith/en/
渡航先の 医療機関・生活環境	外務省 在外公館医務官情報	http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/
	現地の日本大使館・領事館等の情報	検索“在〇〇日本大使館” “国名、日本領事館”
予防接種機関 トラベルクリニック	海外で健康に過ごすために【厚生労働省検疫所】 →海外渡航のためのワクチン	http://www.forth.go.jp/useful/vaccination.html
	日本渡航医学会 →トラベルクリニックリスト（各都道府県の医療機関リスト）	http://jstah.umin.jp/
	トラベルクリニック（渡航相談の外来）	検索“トラベルクリニック”
国・地域の危険情報	外務省海外安全ホームページ	http://www.anzen.mofa.go.jp/
海外での健康について 総合的な資料	旅行医学質問箱 （書籍日本旅行医学会編 ISBN978-4-7583-0422-1）	上野、取手の大学図書館収蔵
	海外旅行者・帰国者のための感染症予防ガイド ～海外で注意すべき感染症とその対応策～（東京都）	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryu/kansen/yoboguide.html
	海外安全パンフレット・資料 （外務省海外安全ホームページ）	http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html

③ 帰国後の注意

出典：海外旅行者・帰国者のための感染症予防ガイド～海外で注意すべき感染症とその対応策～（東京都）より一部改変

海外旅行後の体調不良としては、下痢などの胃腸症状、皮膚の異常、咳や発熱といった症状や時差ぼけなどがみられます。時差解消には、滞在場所の時間にあわせて起きる（光を浴びる）、食事をとることが大切です。

(1) 帰国時に症状がある場合

帰国時に発熱や下痢、具合が悪いなど体調に不安がある場合は、空港や港の検疫所で相談してください。

(2) 帰国後の体調管理

感染症には、潜伏期間（感染してから発症するまでの期間）があります。潜伏期間は感染症によって異なり、帰国後しばらくしてから具合が悪くなる場合があります。本人だけでなく周囲の人の生命を脅かす重大な感染症もあります。帰国後は、最低2週間、自身の健康をチェックしましょう。

(3) 帰国後に症状が現れた場合

体調がすぐれず医療機関を受診する場合は、海外渡航歴があることを必ず伝えてください。

また、受診の際には、滞在期間、現地での飲食状況、渡航先での職歴や活動内容、動物との接触の有無、予防接種歴などを医師に伝えましょう。

9 セキュリティインシデント発生時の対応

パソコンがウイルスに感染した、自分のアカウントが乗っ取られたなどのセキュリティインシデントに気づいた際は、下記サイトからすぐに発生報告を行ってください。

▶ <https://amc.geidai.ac.jp/system/secform/>